6　厚生労働大臣・認定個人情報保護団体への報告

私的年金関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、厚生労働大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11　勧告、命令等についての考え方

本ガイドライン中、私的年金関係事業者の義務とされている内容を遵守しない場合、厚生労働大臣は、法第34条の規定に基づき、勧告や必要な措置を行うことがある。

また、法第51条及び施行令第11条において、法第32条から第34条までに規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であって当該厚生労働大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告等に関わる権限に属する事務の全部又は一部が、他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が法に基づく報告の徴収、助言、勧告及び命令を行うことがある。

第12　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第６５５号

千葉市緑区おゆみ野中央９丁目15番地５　サマールージュ403号
債務者　長友　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平36番地２
債務者　金澤　康子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２６０号

岡山市南区福吉町22番14号
債務者　村上　伯夫
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１号

岡山市南区福吉町22番14号
債務者　村上　壽江
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８０号

千葉県船橋市前原東４丁目17番15号　つかさコーポＤ－101号
債務者　千代倉　靖
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６３号

千葉県市川市曽谷７丁目12番５号（クリザンテーム高橋Ⅱ103号）
債務者　郡司　彦樹
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　陽子
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号

宮崎県日南市上平野町２丁目７番地14
債務者　手塚　瑞枝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１１号

宮崎県日南市上平野町２丁目７番地14
債務者　手塚　喜久
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１２号

宮崎県日南市大字富土2937番地、住民票上の住所宮崎県日南市上平野町２丁目７番地14
債務者　手塚　勇二
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１１号

富山県魚津市友道1725番地３
債務者　宮津　千鶴
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　直人
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１５９号

名古屋市緑区桶狭間森前1107番地　グリーンヒルズ清水山202号、前住所愛知県安城市箕輪町鳥屋金51番地９
債務者　松元　隆治
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　奈純
4　破産債権の届出期間　平成28年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係